

## 船舶が任意に設置する国際VHFの周波数使用区分

ch番号	電波型式	周波数 MHz	使用区分		備 考
			船間通信	陸船通信	
6	F3E	156.3	○		
8	F3E	156.4	○		
9	F3E	156.45	○	○	港務通信又は海上保安庁の無線局と通信を行う場合に限る
10	F3E	156.5	○		
11	F3E	156.55		○	
12	F3E	156.6		○	
13	F3E	156.65	○	○	
14	F3E	156.7		○	
16	F3E	156.8	○	○	呼出応答用
69	F3E	156.475	◎		
70	F2B	156.525	○		デジタル選択呼出用
71	F3E	156.575	◎	◎	この周波数を使用する海岸局に加入する場合に限る
72	F3E	156.625	◎		
73	F3E	156.675	◎		
74	F3E	156.725	◎	◎	この周波数を使用する海岸局に加入する場合に限る
77	F3E	156.875	◎	◎	呼出応答用
86	F3E	157.325		◎	この周波数を使用する海岸局に加入する場合に限る

の周波数は、船舶が任意に設置する国際VHFを装備する船舶局に指定されます。

の周波数は、備考の条件を満たした船舶局に指定されます。

◎は、主としてスポーツ及びレジャー用として使用されます。

○は、主として共通通信用として使用されます。

ch70は、DSCを装備する船舶局に指定されます。

ch71、74、86は、この周波数を使用する海岸局に加入する場合に指定されます。